

# 第1章 住宅の新築を計画されている方のために

## 11 高齢者、身体障害者への配慮

### 高齢者、身体障害者と住宅

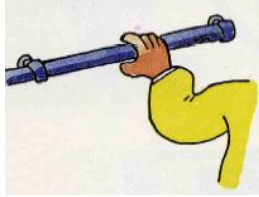
高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域社会で安心して生活できるようにするため、住宅については、健常者にとって住みやすいだけでなく、加齢等により一定の身体機能の低下や障害が生じた場合においても、その住宅に住み続けることを可能とし、住む者ができる限り長い間、自立した日常生活を送れるような設計を、建築当初から配慮する必要があります。

また、平成8年3月19日から「人にやさしいまちづくり条例」が施行され、県民は所有する住宅を高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるよう整備に務めることとされています。ここでは特に高齢者に配慮した住まいづくりについて解説します。

#### 手すりをつける

階段、浴室には手すりを設ける。

玄関・便所・洗面所・脱衣室・居間・食事室・高齢者の寝室や廊下には手すりを設けるか後で設置できるようにする。



段差をなくす 危険防止のため!

敷居・玄関・廊下・浴室と脱衣室



#### 階段

##### 勾配

急勾配はさけ  
蹴上 15cm  
踏面 30cm  
程度とする。



玄関・廊下

##### 広さ

玄関は、ベンチ等が設置できる空間を確保し、上がりかまちは支障のない高さとする。(必要に応じてスロープ・式台を設置)  
住戸内の廊下等の通路及び出入口はできる限り歩行補助具及び介助用車椅子の使用に配慮した幅員を確保する。

##### 手すり

側壁に連続してとりつけ、階段の終始より30cm以上延長しておく。  
高さは80cm程度。(両側に手すりを設けるとよい)

##### 床

滑りにくい材質とする。  
(カーペット等を敷き込むとよい)

#### 浴室・洗面所・脱衣所

##### 出入口

引き戸から外開き戸とし、緊急時を考え外から救助がしやすいように出入口は大きめにしておく



#### 便所

##### 出入口

引き戸から外開き戸とし、施錠は緊急の場合に外からはずせるようにしておく  
(非常用ブザーをつけておくともよい)

##### 広さ

できる限り介助可能な広さを確保すること

##### 便器

便座は洋式がよい



##### 浴槽

腰掛けて入浴できるよう、埋め込み型とし、洗い場からの浴槽の高さは45cm以下とする。  
(立ち上がり棒や手すりを設ける)

##### 暖房

暖房器、または暖房用コンセントをつける。

#### 形状を考慮する

##### 階段



##### 手すり

